



概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

みどり法人制度の拡充

○ 改正概要

	従 前	改 正
名 称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○ みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・ **市民緑地の設置及び管理**
- ・ **特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理**
- ・ **都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等**

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



市民緑地の設置及び管理



市民緑地の設置及び管理



緑地の保全及び管理

○ 指定状況 (合計15法人)

(令和4年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
茨城県	つくば市	株式会社プレイスメイキング研究所
埼玉県	さいたま市	中川自治会(認可地縁団体)
		片倉工業株式会社
千葉県	柏市	NPO法人 urban design partners balloon
		一般財団法人柏市みどりの基金
東京都	世田谷区	公益財団法人 東京都公園協会
		一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
		三菱地所株式会社
神奈川県	千代田区	住友商事株式会社
		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
		株式会社ノリタケカンパニーリミテド
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス株式会社
愛媛県	西条市	株式会社アドバンテック

※ 従前、都道府県知事から指定を受けていた緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなす



ワンストップ化特例は、特別緑地保全地区等において、認定計画に基づく緑化施設等の整備を行う場合に、許可申請等の手続を市区町村長による計画認定時に一括して処理する特例で、手続に係る認定事業者の負担を軽減し、市民緑地の設置を促進するもの。

ワンストップ化特例の対象となる手続

- ① 特別緑地保全地区内の許可 (法第14条第2項)
- ② 緑地保全地域内の届出 (法第8条第1項)
- ③ 近郊緑地保全区域内の届出 (首都圏法第7条第1項、近畿圏法第8条第1項)

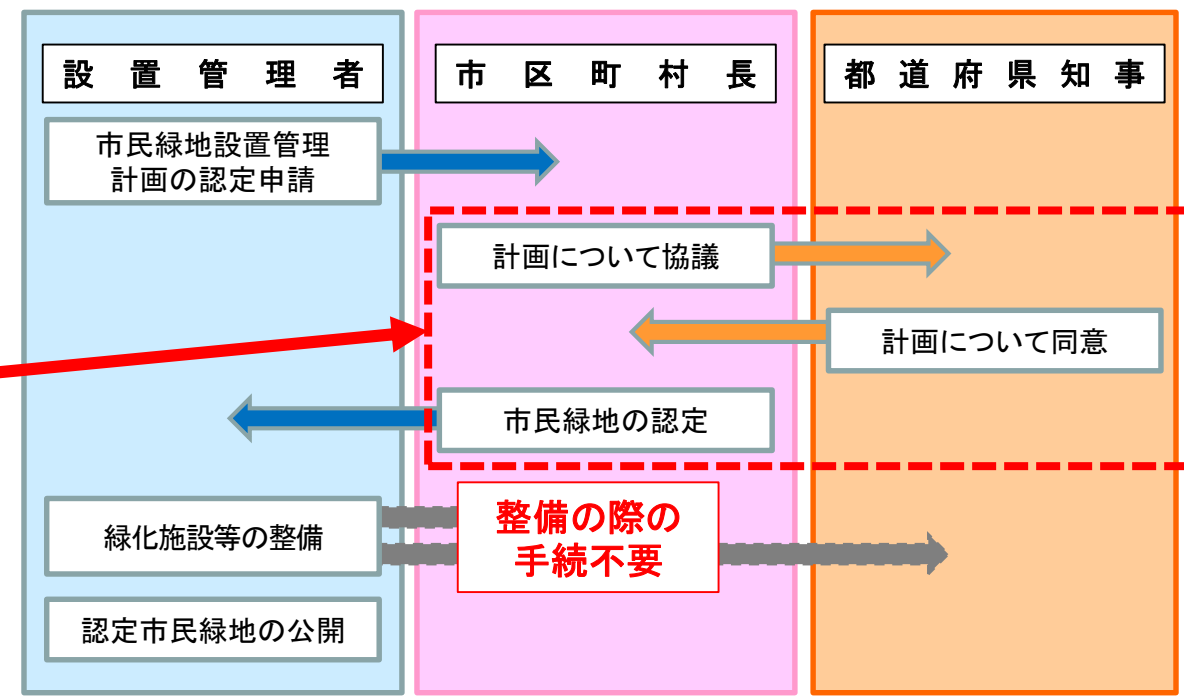
緑化施設等の整備に係る行為が各区域における緑地の保全上支障がないことについて、

- ✓ 市区町村長・・・計画の認定に当たって自ら確認
- ✓ 都道府県知事・・・市町村長からの協議を受けて確認

※ワンストップ化特例の対象となる施設整備

- イ 緑化施設
- ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設
- ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

■ワンストップ化特例の手続きフロー



■計画に各区域における緑化施設等の整備に関する事項が記載されている場合に、認定に当たって必要な手続

認定主体	①特別緑地保全地区内の許可	②緑地保全地域内の届出	③近郊緑地保全区域内の届出
指定都市の市長	認定時に自ら確認(※)	認定時に自ら確認	認定時に自ら確認
市区長	認定時に自ら確認(※)	認定時に自ら確認	知事への協議
町村長	知事への協議・同意	知事への協議	知事への協議

※「緑化施設等の整備に係る行為が特別緑地保全地区内の許可基準に適合すること」が市民緑地設置管理計画の認定基準となっている

みどり法人制度の活用のメリット①

制度活用のメリット①

都市緑地法に基づく公的な位置付けが得られるとともに、以下のメリットがある。

	項目	種別	制度等の根拠	概要	メリット
市民緑地契約制度	市民緑地の設置及び管理	契約締結	都市緑地法第55条	みどり法人は、地方公共団体と同様に、 土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置し、管理 することができる。	公的な位置付けを持って業務が可能
	市民緑地の用地として貸し付けられている土地の相続税等の特例	税制	国税庁HP 質疑応答事例	市民緑地の用地としてみどり法人等に貸し付けられている土地が一定の条件を満たす場合、 相続税等に係る土地の評価減(2割) 。	土地所有者に対する税制特例
	市民緑地等整備事業	補助	社会資本整備総合交付金整備要綱	みどり法人等が 市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備への支援制度 <交付対象>地方公共団体 (※間接補助) <対象事業>①園路又は広場、②修景施設、③休養施設、④便益施設、⑤管理施設、⑥災害応急対策施設	みどり法人への財政支援
市民緑地認定制度	認定市民緑地の土地に係る固定資産税等の特例	税制	地方税法附則第15条第	みどり法人が 認定市民緑地設置管理計画に基づき市民緑地を設置した土地に係る固定資産税・都市計画税の特例として、3年間原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)	土地所有者に対する税制特例 (※みどり法人が保有する場合も適用可)
	市民緑地等整備事業	補助	社会資本整備総合交付金整備要綱	みどり法人等が 認定市民緑地設置管理計画に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備への支援制度 <交付対象>地方公共団体 (※間接補助) <対象事業>①園路又は広場、②修景施設、③休養施設、④管理施設	みどり法人への財政支援

みどり法人制度の活用のメリット②

制度活用のメリット②

都市緑地法に基づく公的な位置付けが得られるとともに、以下のメリットがある。

	項目	種別	制度等の根拠	概要	メリット
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区内の土地の買い入れ・保全	土地買取	都市緑地法第17条	みどり法人は、地方公共団体と同様に、土地所有者の申出に基づき、 特別緑地保全地区内の土地を買い入れ 、保全することができる。	公的な位置づけを持って業務が可能
	特別緑地保全地区内の土地の所得税等の特例	税制	租税特別措置法第34条等	土地所有者の申出により特別緑地地区内の土地をみどり法人が買い取る場合、 譲渡所得について2,000万円控除 。	土地所有者に対する税制特例
管理協定	管理協定の締結	協定締結	都市緑地法第24条	みどり法人は、地方公共団体と同様に、 特別緑地保全地区又は緑地保全地域における緑地の所有者等と協定を締結 して、当該緑地の管理を行うことができる。	公的な位置づけを持って業務が可能
	特別緑地保全区域内の土地の相続税等の特例	税制	国税庁HP 質疑応答事例	みどり法人等と締結されている管理協定に基づく管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合、 相続税に係る特別緑地保全地区としての評価減に加え、更なる評価減(2割)	土地所有者に対する税制特例
	緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備	補助	社会資本整備総合交付金整備要綱	みどり法人等が 緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備への支援制度 <交付対象> 地方公共団体 (※間接補助) <対象事業> ①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③景観保全のための植栽、④防火・病虫害防除維持管理上の道路、⑤立入防止策・標識等の管理施設、⑥散策路、⑦ベンチ、⑧休憩所、⑨公衆便所、⑩解説版、⑪駐輪所、⑫水質保全のための水辺周辺施設	みどり法人への財政支援

※その他、都市緑地法第73条に基づき、みどり法人は、地方公共団体や国から、情報提供や助言等を受けることができる。

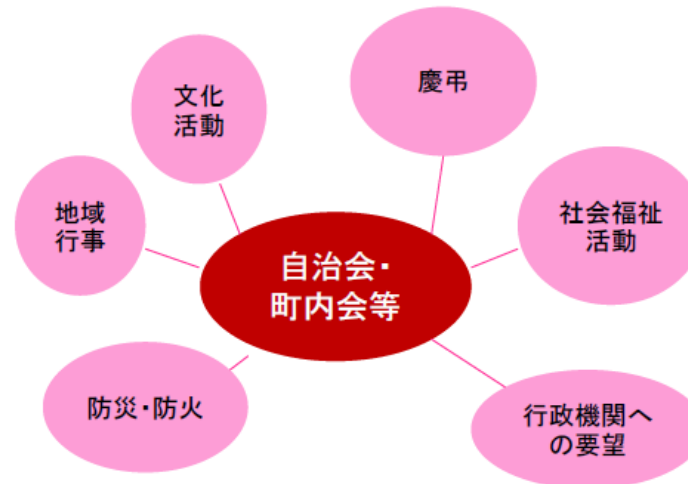
その他の非営利法人について

その他の非営利法人

【運用指針13(2)】

○「その他の営利を目的としない法人」については、一般財団法人、一般社団法人若しくはNPO法人以外の営利を目的としない法人であり、**認可地縁団体**(地方自治法第260条の2に基づき市町村の認可を受けた自治会や町内会等)や**社会福祉法人等**を想定している。

■自治会・町内会等の活動のイメージ



■社会福祉法人の活動イメージ



■認可地縁団体制度

(地方自治法第260条の2)

認可地縁団体制度とは、地縁団体(自治会、町内会など)が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度。

【概要】

(1)地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2)認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

(3)市町村長による認可要件

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること

④ 規約を定めていること

都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社

【運用指針13(2)①】

- 「緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社」については、CSR活動の一環として緑地保全活動等を行っている会社やまちづくり会社、造園会社及び都市公園の指定管理業務実績のある会社等を想定している。
- 当該会社の定款において緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする旨の記載がなされていることを必要とするものではなく、実際に都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する業務を行うもので、法第70条各号の業務(=みどり法人の行う業務)を適正かつ確実に行うことができると認められるものであるときには、法第69条第1項(=みどり法人の指定)の規定に基づき指定することができる。



CSR活動として里山保全活動に参加する民間会社



都市公園を活用したオープンカフェ事業を行っているまちづくり会社



都市公園の指定管理業務を行っている指定管理者



再開発等で創出された緑地空間を管理するマネジメント会社



庭園や公園の施工・管理を担う造園会社

みどり法人の指定上の留意点

指定上の留意点

【都市緑地法運用指針13(2)②】

- 市町村長が、みどり法人の指定を行うにあたっては、当該民間団体等が法第70条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。
- その際、特に、同条第1号イ(=管理協定に基づく緑地の管理)及びロ(=市民緑地の設置及び管理)に係る業務に関しては、緑化施設の整備、緑地管理の能力及び資金力等について、同条第1号ハ(=緑地の買取り及び買い取った緑地の保全)に係る業務に関しては、資金力、緑地を適正に管理する能力等について判断すべきである。
- また、指定の申請にあたっては、定款のほか、事業計画書、資金計画書等、当該団体が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

申請の際に提出してもらう資料例

※申請提出書類について、法令に定めはない

<東京都の例>

1. 申請書
2. 法人登記簿謄本
3. 定款又は寄付行為
4. 団体の組織及び構成を記載した資料
5. 事業報告書及び収支決算書(過去3年間)
6. 事業報告書及び出資決算書(当年度)
7. 事業計画書(将来5年間)
8. 当該業務に関する業務計画書及び資金計画書

<神奈川県の場合>

1. 申請書
2. 寄付行為
3. 登記事項証明書
4. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等
5. 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類
6. 法第69条各号に掲げる業務のうち法人が行う業務に係る業務計画書及び資金計画書
7. 事業計画書及び収支予算書
8. 指定の申請に関する法人の意思の決定を証する書類
9. 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明所
10. 県の出資状況